

かはらず、髪の末を剪整るを加美曾岐。とて祝ふ。切といふことばを一年に二度ばかりそぐなり。斯爲は髪の末ひとしくて、見つきよからん爲あるひは毛脚をそろへて生延さんためなり。後水尾院宸作年中行事の頃の物。三歳の時髪置あり。霜月師走の内云々。九歳の時紐おとしあり。身の長により、或はいそがれて春などもあり。是はかしこきあたりの御事なれど、上を學ぶ下の風も推てしるべし。

〔台記〕康治二年十二月三日乙酉、午刻、今丸舊蒲原賴丸弟也、余藤長庶子來垂髮始垂也、三歲、申刻詣石清水。

久安三年六月十一日癸卯、申刻、參高陽院依尼上召也。是爲垂乙麻呂髮也。戌刻參彼堂六角堂歸宅、禮千手百八度。

〔山槐記〕治承三年十二月九日壬辰、今日東宮二歲、安德令垂御髮給。云々。後日大進光長來曰。令學出納、今取吉方水自中宮御方賜小洗。件水使無所見。仍申合別當時忠所遣也。內御乳母別當三位前大納言邦綱卿參入東宮御方奉垂之。不及賜祿。無殊儀。三歲時可有此事也。而康和當三歲之年。有閏月二歲。令垂給。雖不可用彼例來。十二月可有御著袴。明年二月可有讓位。正月垂髮有憚。仍今月所被行也。

〔江家次第十七〕御讀書始事略中

時刻出御寬和花山著御織物御直衣、御垂髮歟、可尋之。

○按ズルニ深剪ノ事ハ、禮式部深曾木篇參照スベシ。

〔新撰字鏡影〕牛勞反、大也、目佐志、髮徒聊反、小兒

〔類聚名義抄三〕敷音放、大、轍正、音毛、メサシ、髦音毛、メサシ、

〔歷世女裝考三〕目刺メサシといふ小兒の髪カブロ

中昔の風俗に、女の兒の三歳より髪を生し。おこに前髪をば眉のすこし上のほどに截そろへてかきたらしおくを、目ざし姿とて、三歳より十歳以上までの額つきなり。古來より髪の字をめさ